

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 4 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

①デイサービス ウェーブ

申 請 者	横須賀市平作 8－3－11 株式会社上雄 代表取締役 井上 辰雄
事 業 所 名 称	デイサービス ウェーブ
事 業 所 の 所 在 地	横須賀市平作 6－16－1
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事 業 開 始 日	令和元年 8 月 1 日
利 用 定 員	7 人
実 施 単 位 数	1 単位
営 業 日	月曜日から土曜日（祝日も営業）
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：00～17：00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利 用 料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	食事代（おやつ代含む）700円 おむつ代（パット含む）100円

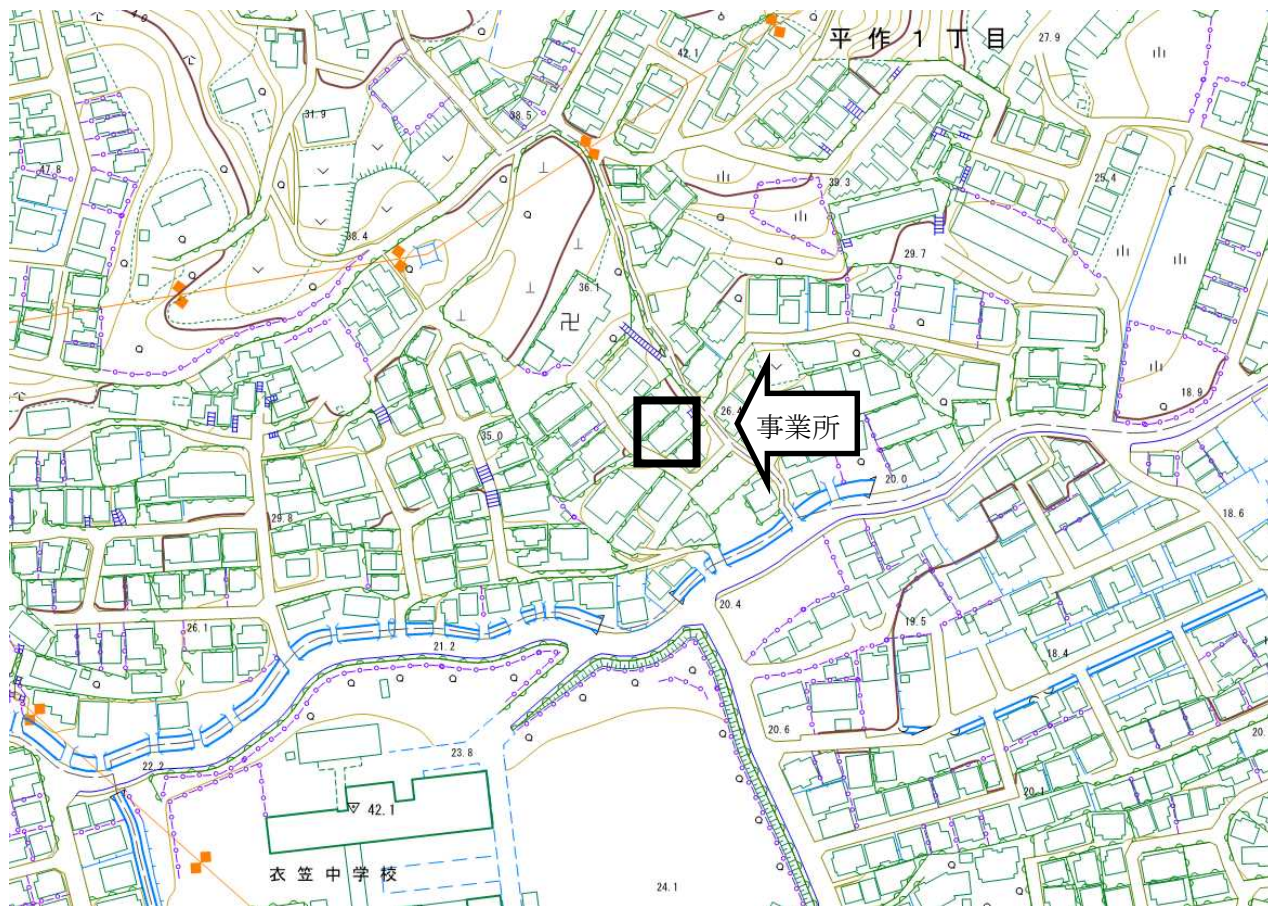
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要 件	指定案件（デイサービス ウェーブ）
人員 基準	管理者	勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活 相談員	勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（介護福祉士）
		資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	
	介護 従業者	看護職員又は 介護職員 （利用定員10人以下）	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上	①提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 ②常時1以上の介護職員を配置
		看護職員又は 介護職員 （利用定員11人以上）	単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従1人以上 ②介護職員は、提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
		勤務形態	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	
	機能訓練指導員	必要数	1以上（事業所の他の職務と兼務可能）	生活相談員常勤1人 介護職員常勤1人
		資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人

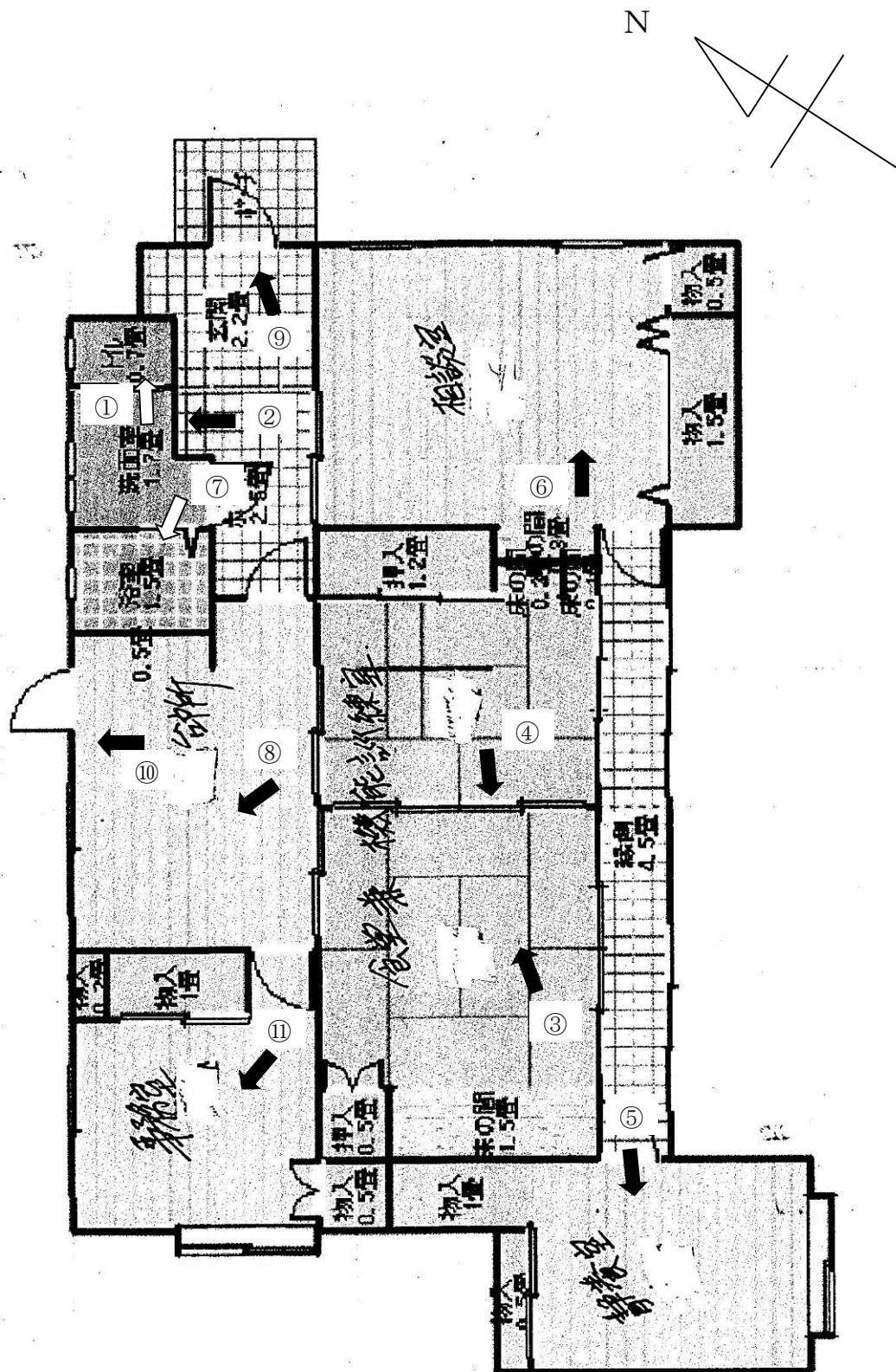
設備 基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$23.11 \text{ m}^2 \geq 21 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受け ることができる利用者の数の上限	利用定員 7 人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護 デイサービス ウェーブ 位置図



デイサービス ウェーブ 平面図



【現地写真】 デイサービス ウェーブ
(令和元年 7 月 19 日撮影)



入口



① トイレ



② 洗面台



③ 食堂兼機能訓練室 1



④ 食堂兼機能訓練室 2



⑤ 静養室

【現地写真】 デイサービス ウェーブ
(令和元年 7 月 19 日撮影)



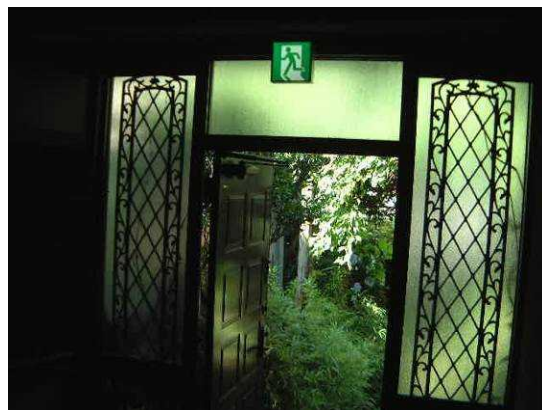
⑥ 相談室



⑦ 浴室



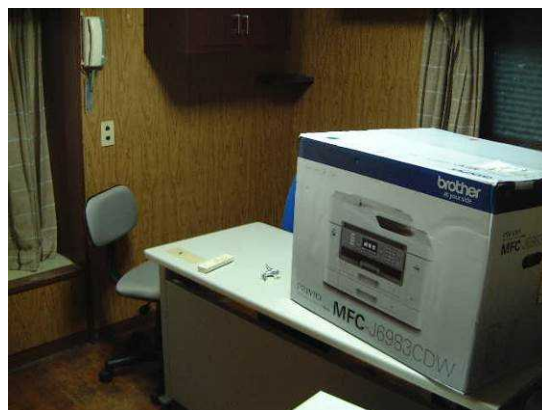
⑧ 台所



⑨ 誘導灯



⑩ 消火器



⑪ 事務室

②リハビリデイ福祉の森 ハピネス

申 請 者	横浜市磯子区森 3-9-12 レジオン株式会社 代表取締役 森 和平
事 業 所 名 称	リハビリデイ福祉の森 ハピネス
事 業 所 の 所 在 地	横須賀市田浦町 4-9-16 OTAKENSO BLD 1F
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事 業 開 始 日	令和元年 8 月 1 日
利 用 定 員	18人
実 施 単 位 数	2 単位
営 業 日	月曜日から金曜日（祝日は除く）
営 業 時 間	8:00～17:00
サービス提供時間	9:00～12:00、13:30～16:30
通常の事業の実施地域	横須賀市
利 用 料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	・おむつ代 尿とりパッド 50円 ・履くパンツ 100円

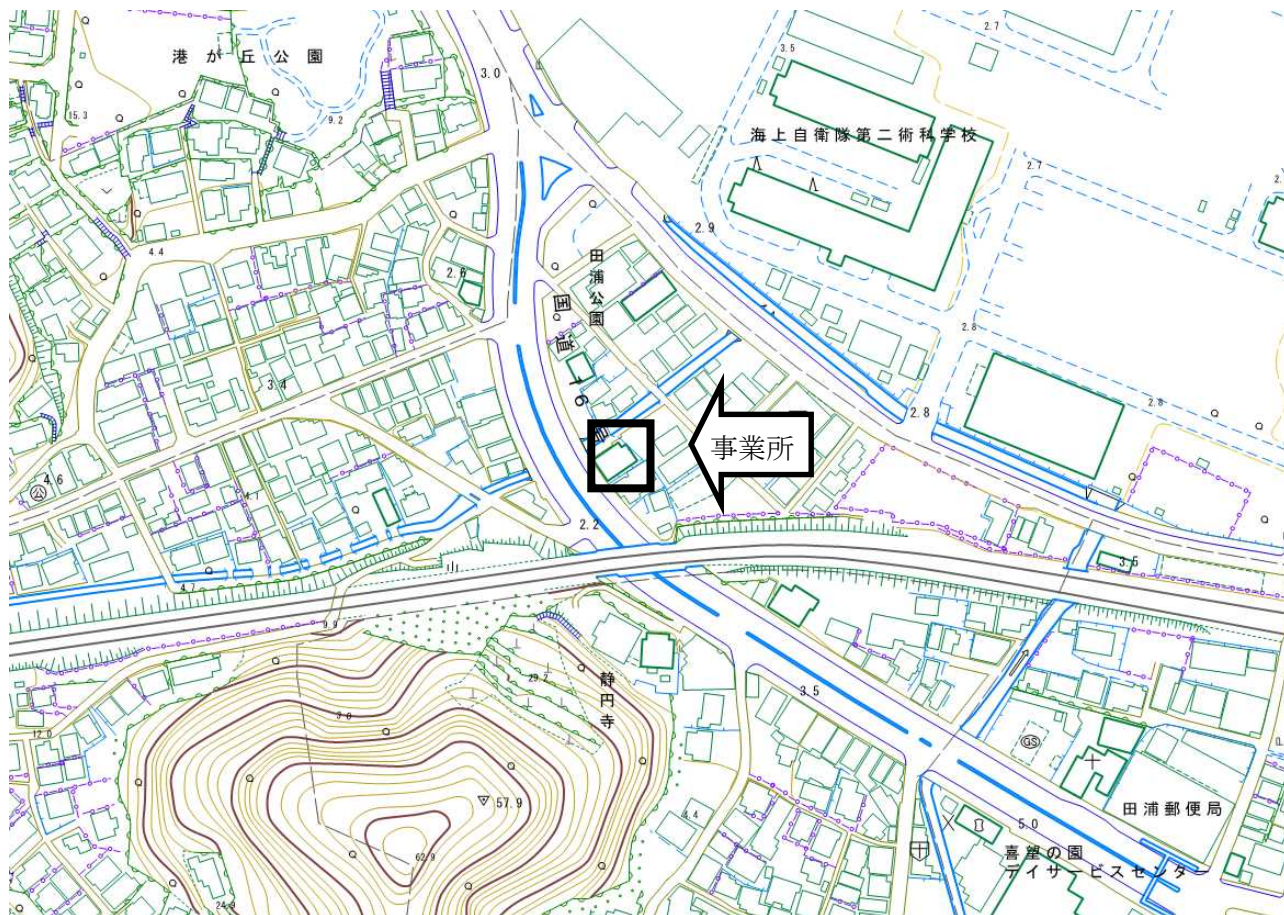
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要 件	指定案件（リハビリデイ福祉の森 ハビネス）
人員 基準	管理者	勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ・当該事業所の機能訓練指導員と兼務
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活 相談員	勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（社会福祉主事）
		資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	
	介護 従業者	看護職員又は 介護職員 （利用定員10人以下）	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上	①1以上の看護職員を配置 ②提供日ごとに、勤務時間の合計にサービス提供時間を除いた数が、利用者の数が15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数を上回る介護職員を配置 ③常時1以上の介護職員を配置
		看護職員又は 介護職員 （利用定員11人以上）	単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従1人以上 ②介護職員は、提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
		勤務形態	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	生活相談員常勤1人 介護職員常勤1人
	機能訓練指導員	必要数	1以上（事業所の他の職務と兼務可能）	柔道整復師1人
		資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	

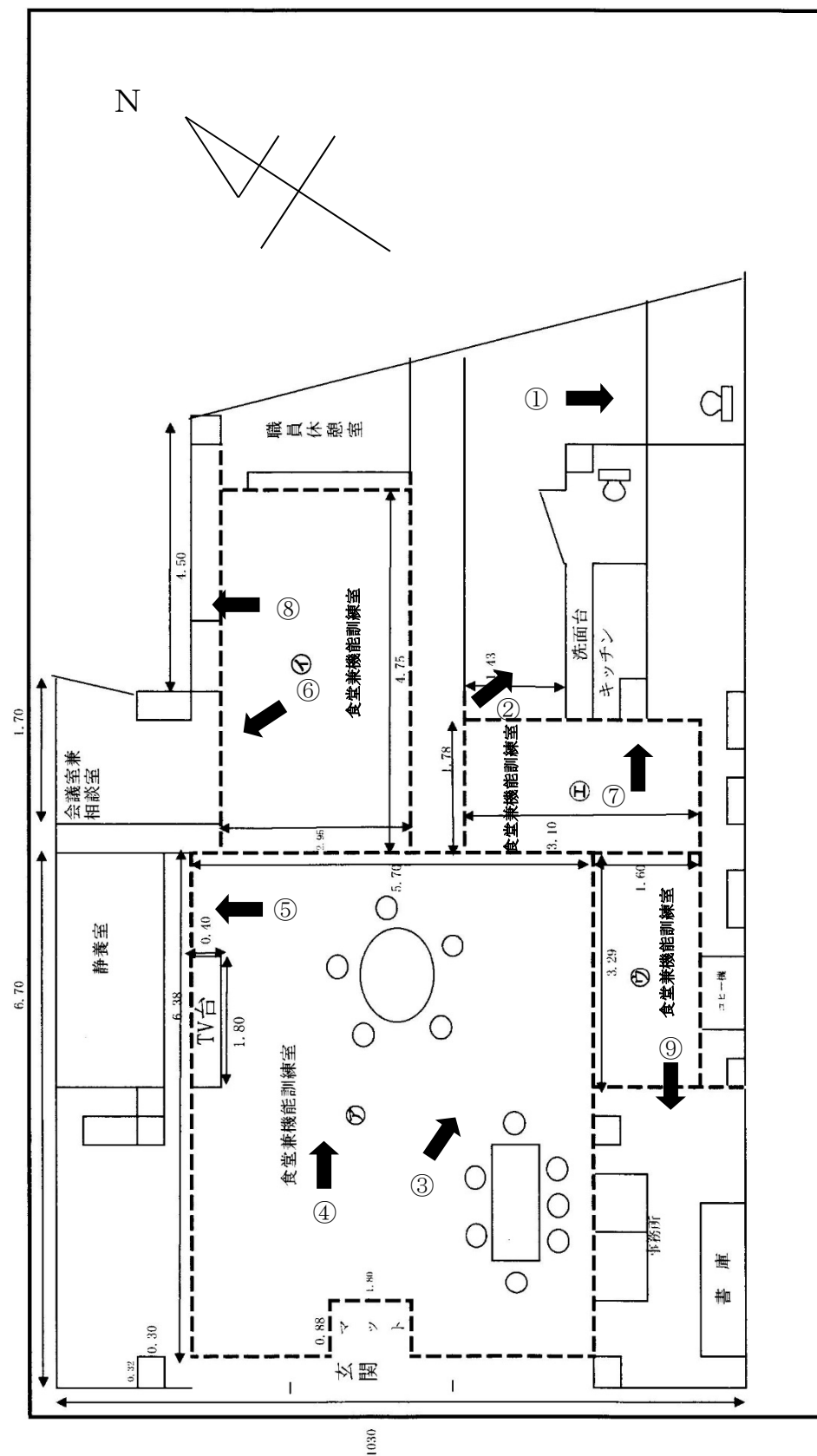
設備 基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積$\geq 3 \text{ m}^2 \times$利用定員 ※同一の場所でも可	$58.83\text{m}^2 \geq 54\text{m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受け ることができる利用者の数の上限	利用定員18人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護 リハビリデイ福祉の森 ハピネス 位置図



リハビリデイ福祉の森 ハピネス 平面図



【現地写真】リハビリデイ福祉の森 ハピネス
(令和元年7月24日撮影)



誘導灯



① トイレ



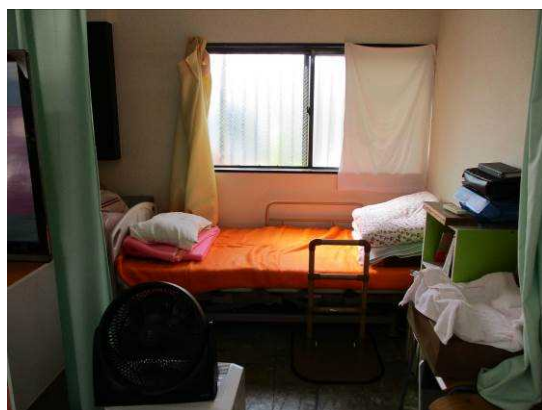
② 洗面台



③ 食堂兼機能訓練室 1



④ 食堂兼機能訓練室 2



⑤ 静養室

【現地写真】 リハビリデイ福祉の森 ハピネス
(令和元年7月24日撮影)



⑥ 相談室



⑦ 台所



⑧ 消火器



⑨ 事務室

③デイサービス天真館テラス

申 請 者	逗子市桜山 2 - 8 - 36 有限会社 天真館 代表取締役 北川 俊比古
事 業 所 名 称	デイサービス天真館テラス
事 業 所 の 所 在 地	横須賀市平作 8 - 20 - 5
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事 業 開 始 日	令和元年 9 月 1 日
利 用 定 員	10 人
実 施 単 位 数	1 単位
営 業 日	月曜日から金曜日（祝日も営業）
営 業 時 間	8 : 30 ~ 17 : 30
サービス提供時間	9 : 30 ~ 15 : 30
通常の事業の実施地域	横須賀市
利 用 料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	・ 昼食代（おやつ代含む） 650 円 ・ おむつ・リハビリパンツ代 150 円 ・ 尿とりパット代 150 円

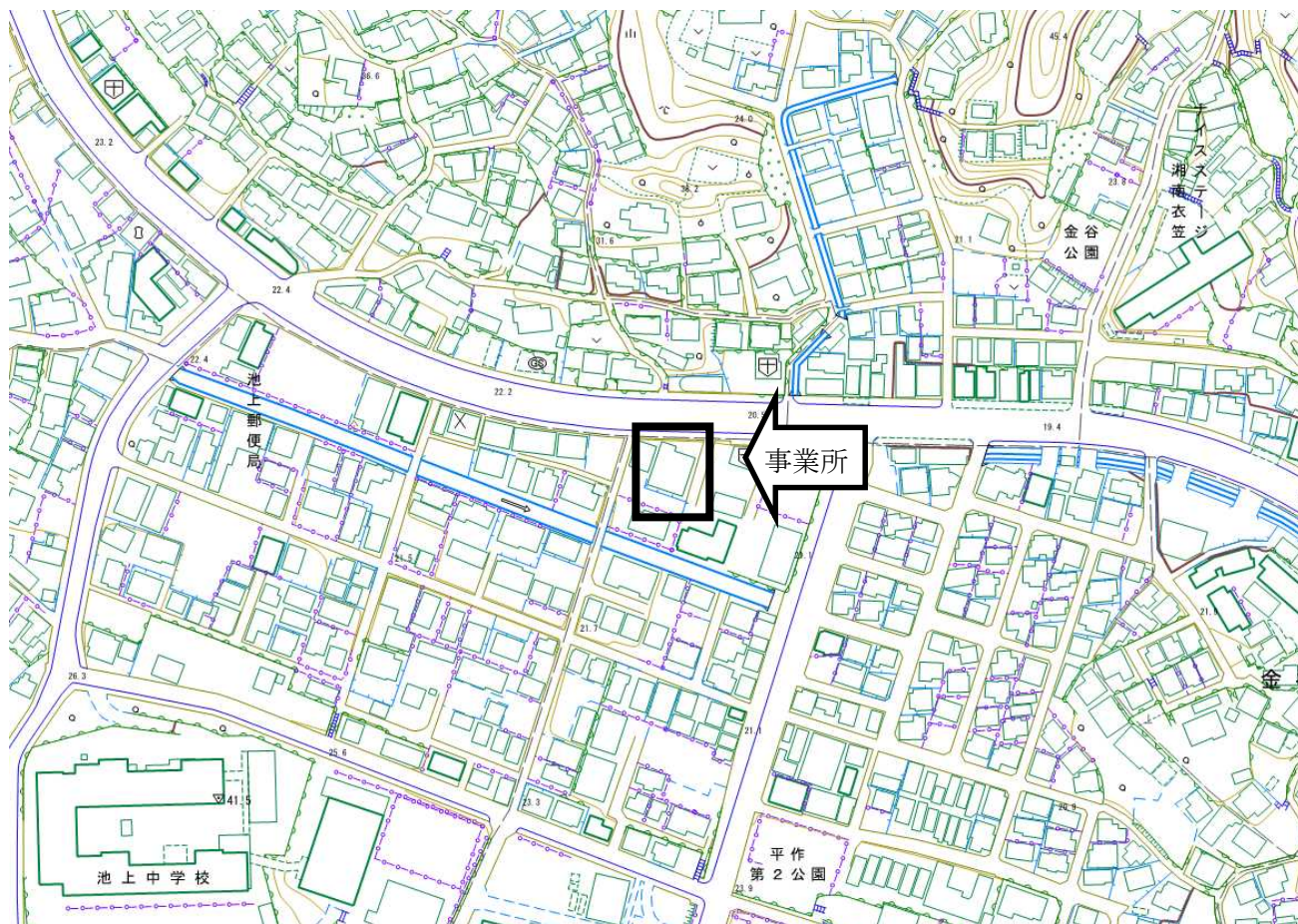
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要 件	指定案件（デイサービス天真館テラス）
人員 基準	管理者	勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ・当該事業所の生活相談員、介護職員と兼務
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活 相談員	勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（介護福祉士、実務経験者）
		資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	
	介護 従業者	看護職員又は 介護職員 （利用定員10人以下）	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上	①提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 ②常時1以上の介護職員を配置
		看護職員又は 介護職員 （利用定員11人以上）	単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従1人以上 ②介護職員は、提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
		勤務形態	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	
		必要数	1以上（事業所の他の職務と兼務可能）	生活相談員常勤2人 介護職員常勤3人
	機能訓練指導員	必要数	1以上（事業所の他の職務と兼務可能）	看護師2人
		資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	

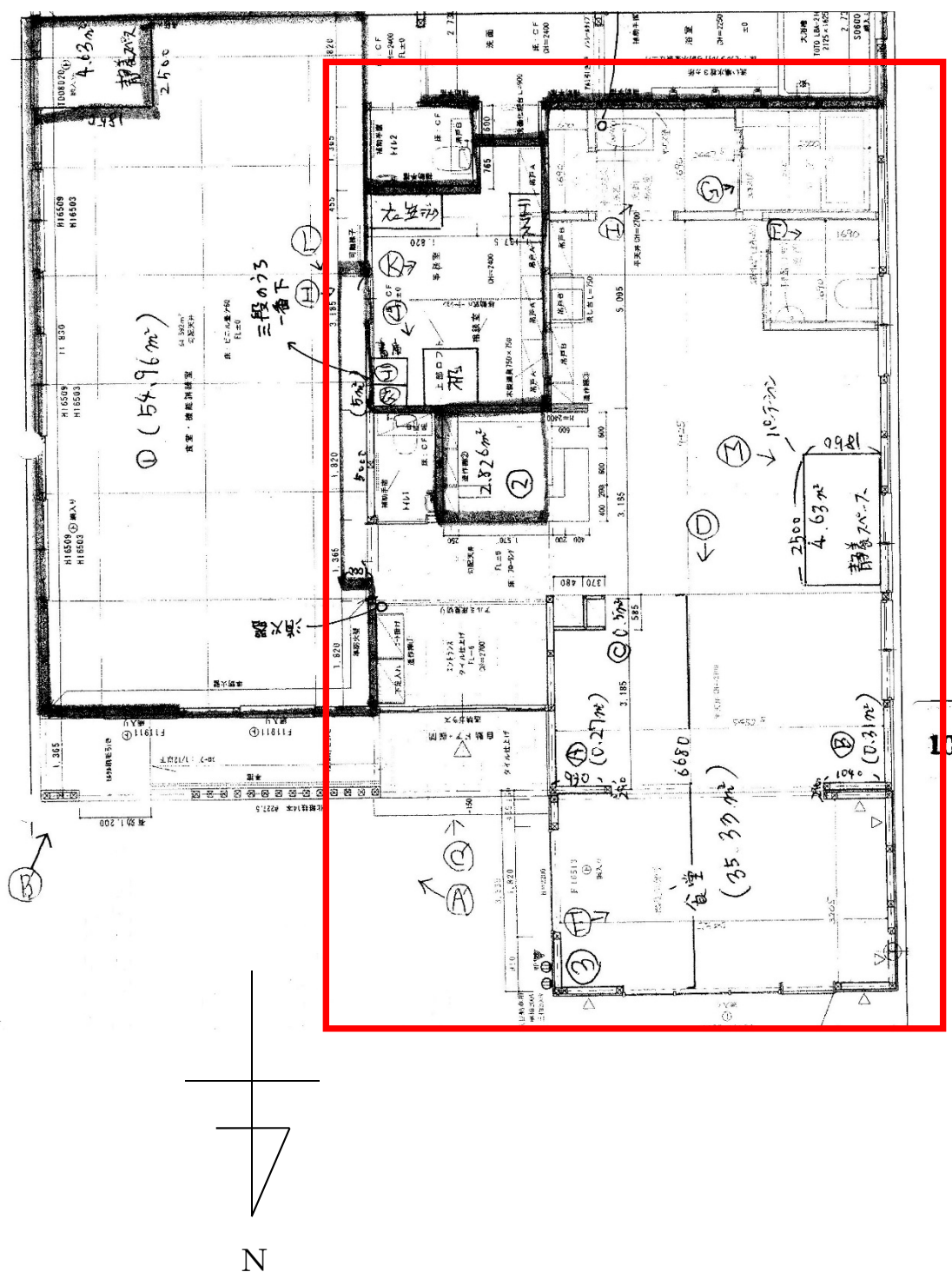
設備 基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積$\geq 3 \text{ m}^2 \times \text{利用定員}$ ※同一の場所でも可	$35.33 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

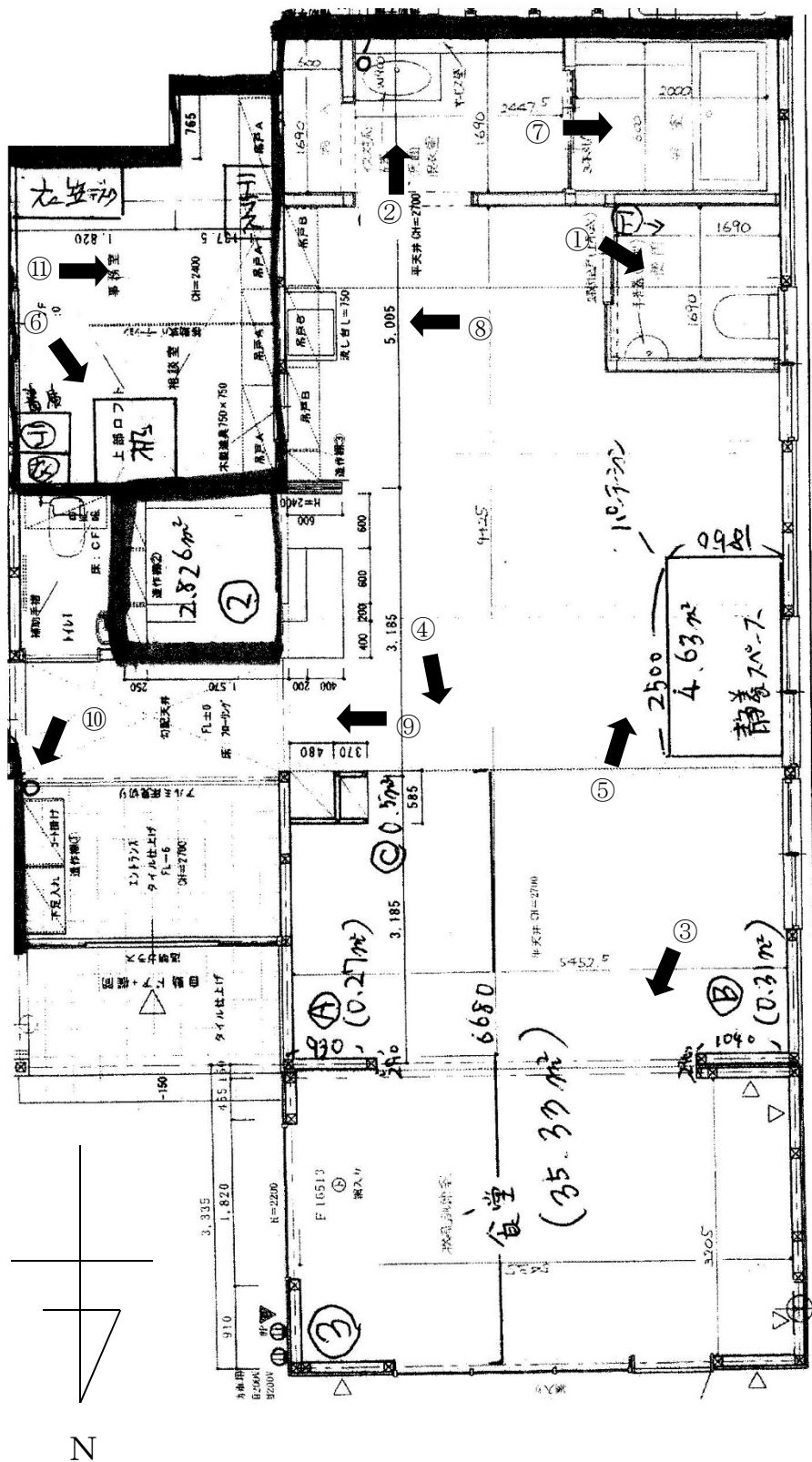
地域密着型通所介護 デイサービス天真館テラス 位置図



ディサービス天真館テラス 平面図 (建物全体)



デイサービス天真館テラス 平面図 (該当部)



【現地写真】 デイサービス天真館テラス
(令和元年8月20日撮影)



入口



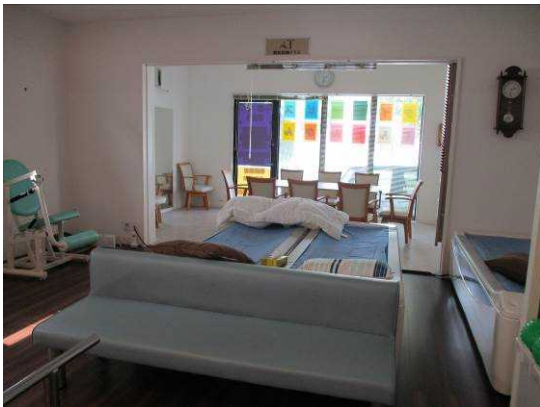
① トイレ



② 洗面台



③ 食堂兼機能訓練室 1



④ 食堂兼機能訓練室 2



⑤ 静養室

【現地写真】 デイサービス天真館テラス
(令和元年8月20日撮影)



⑥ 相談室



⑦ 浴室



⑧ 流し台



⑨ 誘導灯



⑩ 消火器



⑪ 事務室

④リハビリデイケアサロンすずの木 みはる

申 請 者	横須賀市日の出町１－１３－９ 株式会社エスエスケアサービス 代表取締役 鈴木 康江
事 業 所 名 称	リハビリデイケアサロンすずの木 みはる
事 業 所 の 所 在 地	横須賀市三春町１－２０ 小川ビル １階
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事 業 開 始 日	令和元年１０月 １ 日
利 用 定 員	１０人
実 施 単 位 数	２単位
営 業 日	月曜日から金曜日（祝日も営業）
営 業 時 間	８：３０～１７：３０
サービス提供時間	９：００～１２：１０、１４：００～１７：１０
通常の事業の実施地域	横須賀市
利 用 料	介護報酬告示上の額
そ の 他 の 利 用 料	・おやつ代 １００円 ・おむつ代 １００円

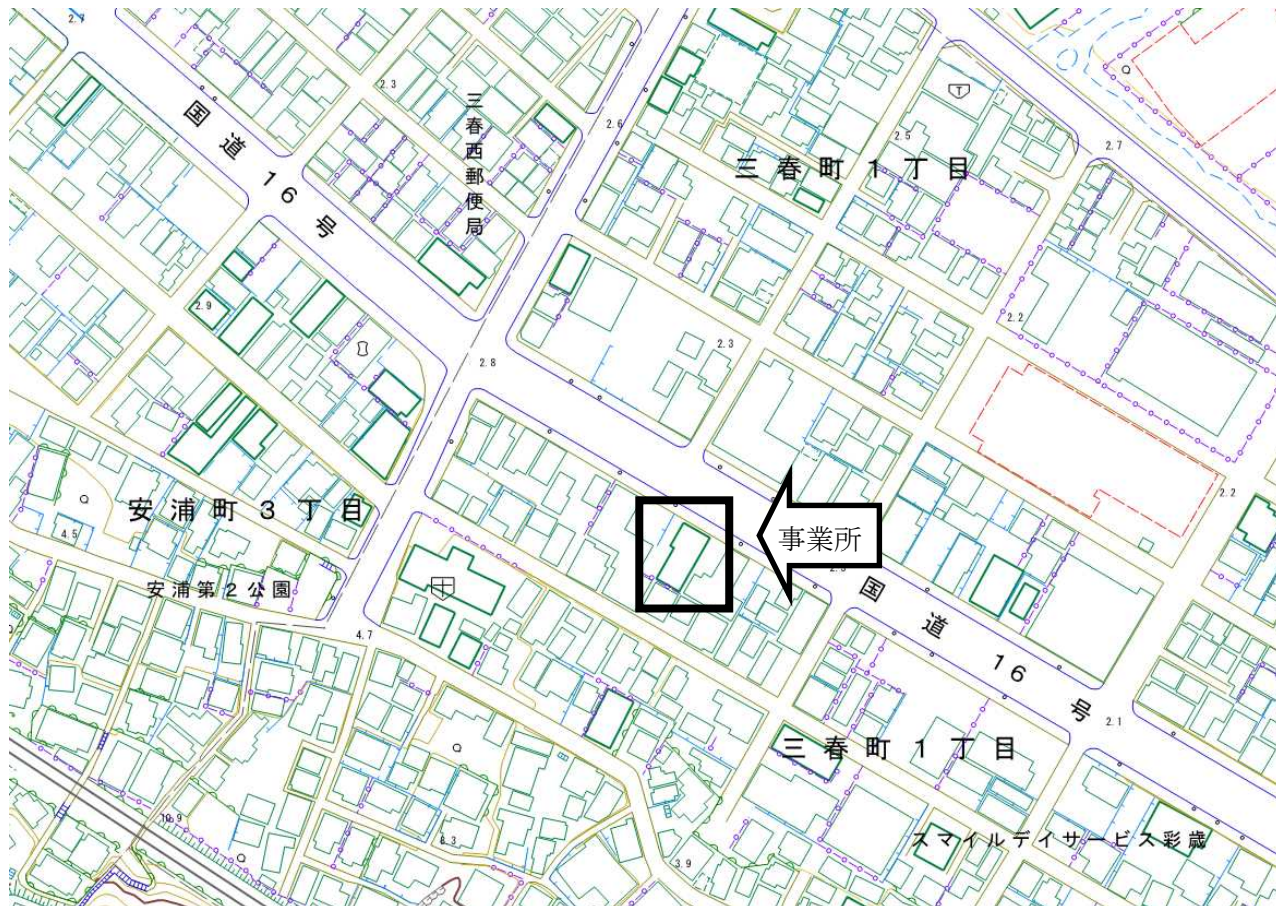
指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

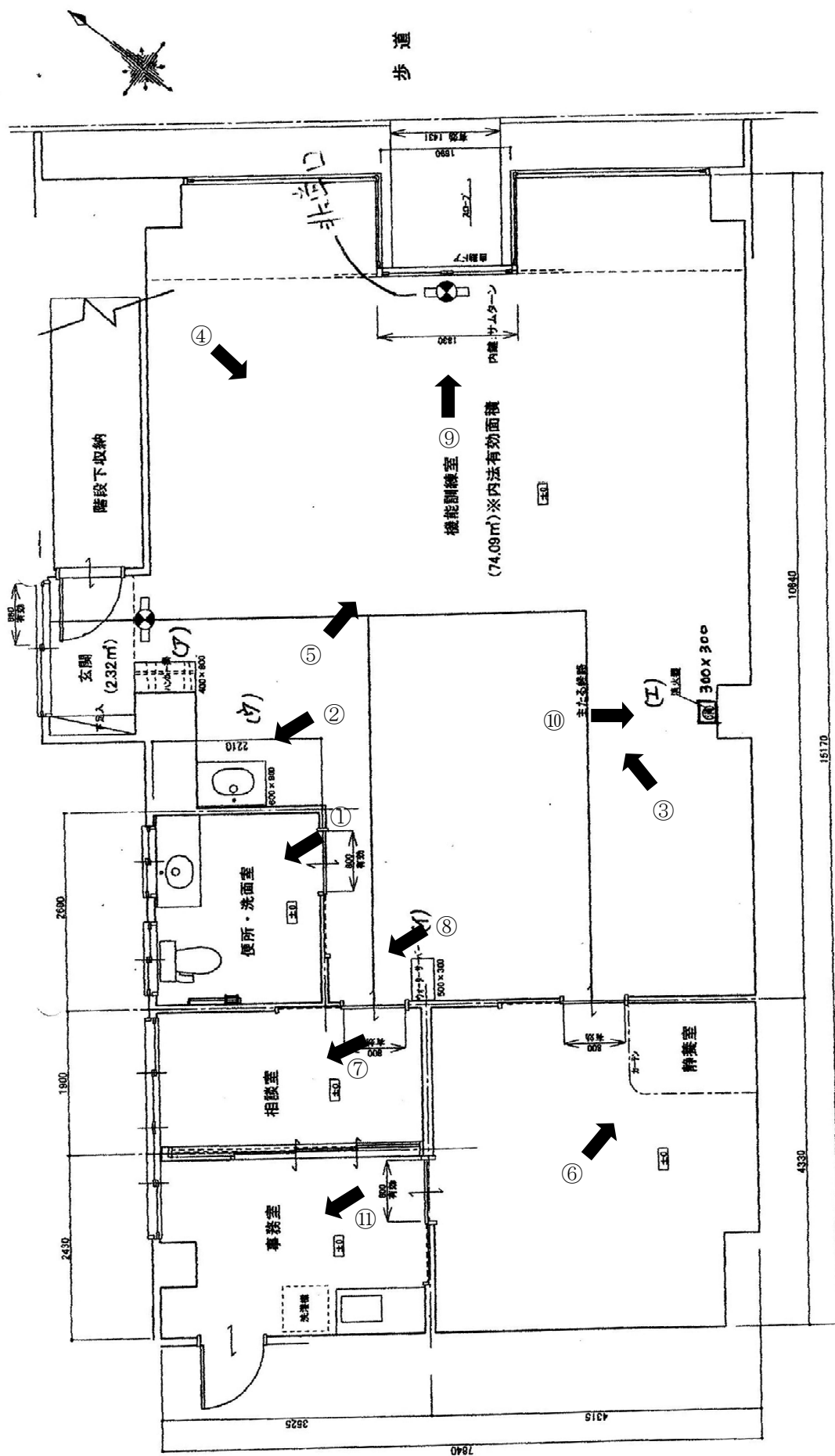
			要 件	指定案件（リハビリデイケアサロンすずの木 みはる）
人員 基準	管理者	勤務形態	常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ・当該事業所の機能訓練指導員と兼務
		兼務の範囲	①事業所の他の職務 ②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務	
	生活 相談員	勤務形態	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（介護福祉士）
		資格要件	次のいずれか ・社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	
	介護 従業者	看護職員又は 介護職員 （利用定員10人以下）	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上	①提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 ②常時1以上の介護職員を配置
		看護職員又は 介護職員 （利用定員11人以上）	単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能） ①看護職員（看護師又は准看護師）専従1人以上 ②介護職員は、提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
		勤務形態	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	生活相談員常勤1人 介護職員常勤1人
		必要数	1以上（事業所の他の職務と兼務可能）	柔道整復師1人
	機能訓練指導員	資格要件	次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	

設備 基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積$\geq 3 \text{ m}^2 \times \text{利用定員}$ ※同一の場所でも可	$74\text{m}^2 \geq 30\text{m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受け ることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護 リハビリデイケアサロンすずの木 みはる 位置図





【現地写真】 リハビリデイケアサロンすずの木 みはる
(令和元年9月18日撮影)



入口



① トイレ



② 洗面台



③ 食堂兼機能訓練室 1



④ 食堂兼機能訓練室 2

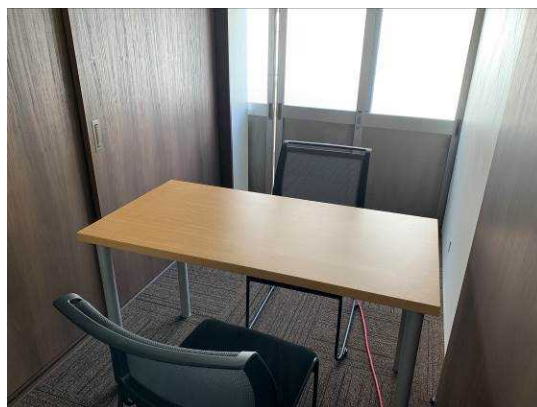


⑤ 食堂兼機能訓練室 3

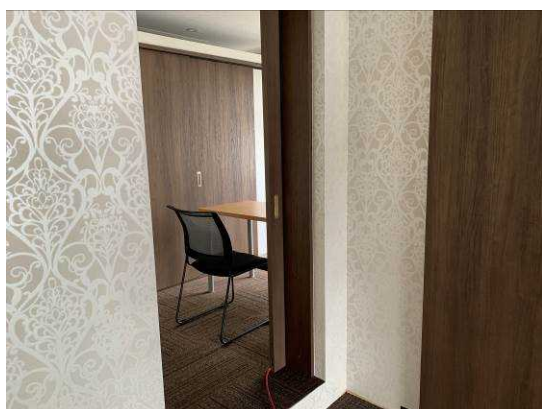
【現地写真】リハビリデイケアサロンすずの木 みはる
(令和元年9月18日撮影)



⑥ 静養室



⑦ 相談室



⑧ 相談室（外観）



⑨ 誘導灯



⑩ 消火器



⑪ 事務室

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

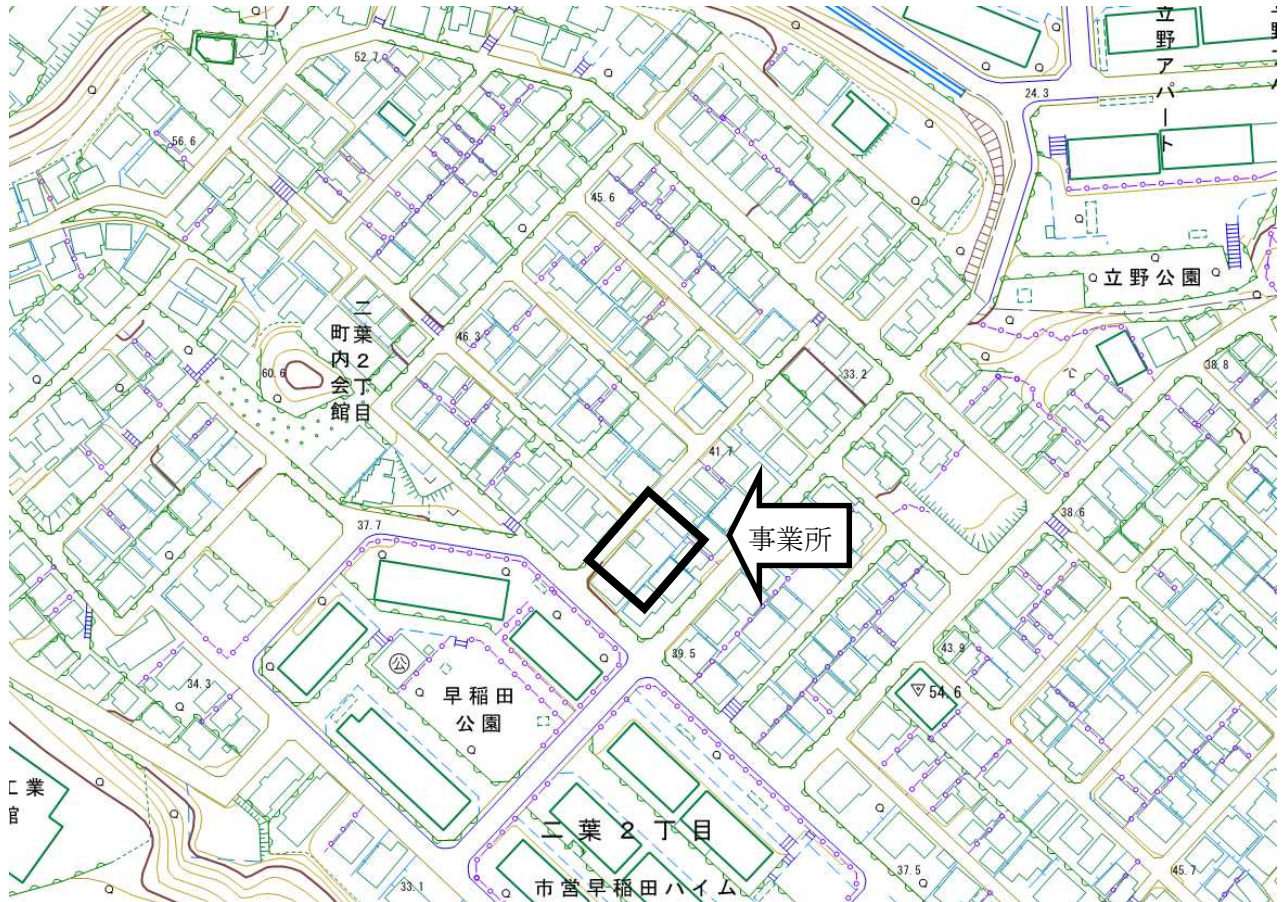
申 請 者	横浜市青葉区みたけ台 5-10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭 瑞穂
事業所名称	花物語はまゆう
事業所の所在地	横須賀市二葉 2-26-2
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和元年 9 月 1 日
利用定員	9 人
共同生活住居数	1 ユニット
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	・ 食材費 月額 36,000 円 ・ 家賃 月額 50,000 円 ・ 管理費 月額 26,000 円 ・ 水道光熱費 月額 20,000 円 ・ おむつ、パット代 実費 ・ 理美容代 実費 ・ 教養娯楽費、その他日常生活費 実費
協力医療機関	金沢文庫南クリニック、石井歯科医院

指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

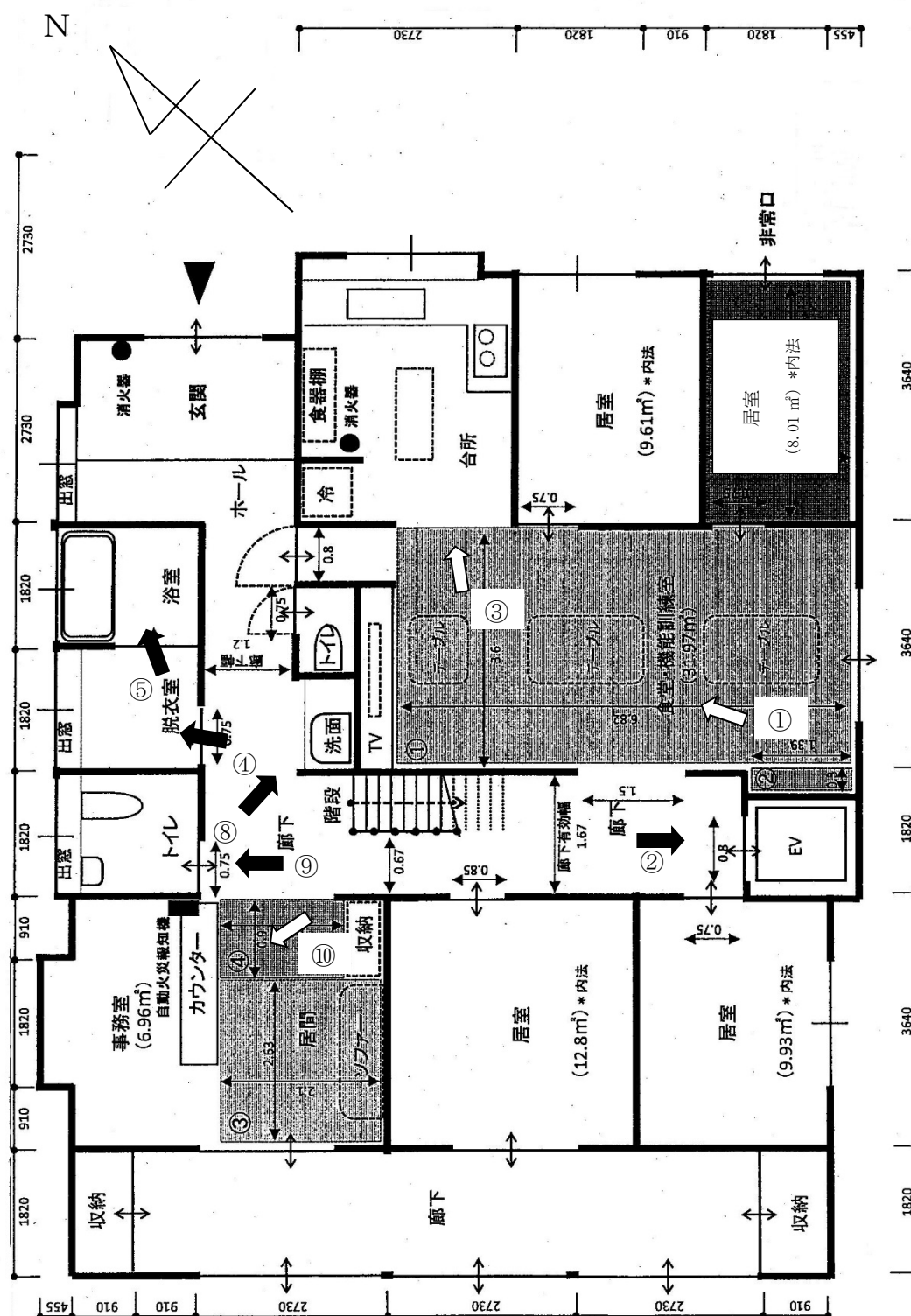
区 分		要 件	指定案件(花物語はまゆう)
人 員 基 準	事業の代表者	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者。	当該グループホームを運営する法人の役員として、認知症対応型共同生活介護事業の経営に携わった経験を有する。
		②次のいずれかの研修を修了していること。 ・認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程)、認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修 平成22年10月修了
	管理者	勤務形態	常勤兼務 ※介護予防事業所との兼務
		兼務する場合の範囲	※当該事業所の計画作成担当者との兼務
		資格要件	認知症対応型共同生活介護事業所等において、3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する。
	計画作成担当者	①ユニットごとに認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事する計画作成担当者を配置	適正に配置
		②計画作成担当者のうち1人以上は介護支援専門員をもって充てること。	介護支援専門員資格を有する者を配置
		③認知症介護実践研修又は痴呆介護実務者研修(基礎課程)を修了していること。	認知症介護実践研修 平成18年2月修了
	介護従業者	①日中の時間帯において、常勤換算方法でユニットごとに当該ユニットの利用者の数が3又はその端数を増やすごとに1人以上とする。(例)ユニットの利用者9名に対する日中(夜間及び深夜の時間帯を除く)15時間の間に3名×8時間(常勤職員の1日の勤務時間)合計24時間以上の介護が提供されることが必要	適正に配置
		②夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な数以上。	適正に配置
		③ユニットごとに1人以上を常勤とすること。	適正に配置
設 備 基 準	共同生活住居	1又は2ユニット	1ユニット
	入居定員	5人以上9人以下(1ユニットあたり)	9人
	居室	①定員は1名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は2名可能。 ②床面積は7.43㎡以上	個室9室 最小の居室面積は8.01㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯 全て適正に設置されている。

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成28年横須賀市条例第44号)に適合します。

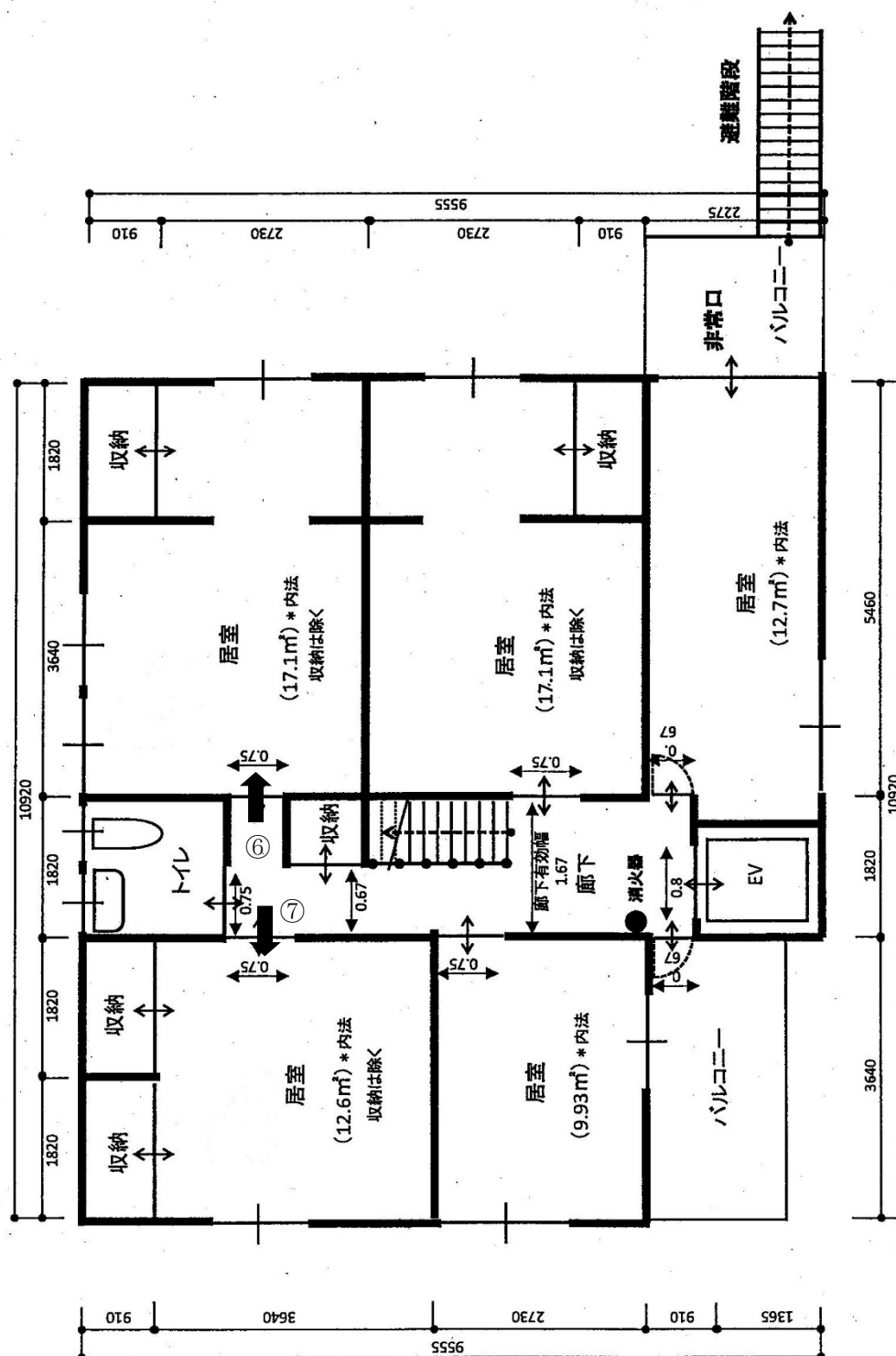
認知症対応型共同生活介護 花物語はまゆう 位置図



花物語はまゆう 平面図 (1階)



花物語はまゆう 平面図（2階）



【現地写真】花物語 はまゆう
(令和元年 8 月 22 日撮影)



外観



玄関口



玄関



①居間兼食堂



②エレベータ



③台所

【現地写真】花物語 はまゆう
(令和元年 8 月 22 日撮影)



④脱衣所



⑤浴室



⑥居室 1



⑦居室 2



⑧洗面台



⑨トイレ

【現地写真】花物語 はまゆう
(令和元年 8 月 22 日撮影)



⑩事務室



消火器



スプリンクラー



誘導灯